

アルツハイマー月間 認知症特集 「新しい認知症観」

9月はアルツハイマー月間です。アルツハイマー病は、認知症の種類のひとつです。

「新しい認知症観」を知り、認知症であってもなくても安心して暮らせる長瀬町を目指していきましょう。

「新しい認知症観」とは

令和5年に「認知症基本法」が制定されました。この法律の目的は、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができる」ことであり、「共生社会の実現」が大きな柱となっています。

認知症になっても、周囲の正しい理解と少しの配慮があれば、できることややりたいことを続けながら、地域で生活することができます。

<以前の考え>

「認知症になると何もわからなくなり、何もできなくなる」



<新しい認知症観>

「認知症になったら何もできなくなるのではない」

認知症になっても、生活の中でできることはたくさんあります。

例えば、調理であれば「材料を一緒にそろえれば、自分で食材を切ることができる」などです。「認知症だからできない」と決めつけず、できることに目を向けていきましょう。

「認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできることや、やりたいことがある」

認知症になっても、仲間と行っているサークルや趣味など、やりたいことを続けている方はたくさんいます。

認知症になっても豊かな人生を生きてきたその方自身は変わるものではありません。その方のやりたいことや尊厳を大切にしていきましょう。

「住み慣れた地域で仲間たちとつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」

認知症になっても、住み慣れた家で地域や人とのつながりを続けながら、生活したいですね。そのためには、一人ひとりが認知症について正しく知ることが大切です。

私たちの誰もが認知症になる可能性があります。

もし認知症になっても、一人の人として尊重され、希望を持って暮らしていけるよう、「新しい認知症観」を広めていきましょう。

問合せ 福祉介護課 地域包括ケア担当 ☎66・3111 内線143

障害者差別解消法 住民・事業者・行政合同研修会

障害者差別解消法を推進するため、秩父地域の住民、事業者、行政を対象に障害平等研修（DET）を開催します。障がいとは何か、自分にできることは何か、一緒に考えてみませんか。

障害平等研修（DET）とは？

DETは障害者差別解消法を推進するための研修です。障がい者の社会参加や多様性に基づいた共生社会を創ることを目的に障がいのある方自身がファシリテーターとなって進めるワークショップ型研修です。対話を通じた発見を積み重ねていく中で、差別や排除など、社会のなかにあるさまざまな「障害」を見抜く力を身につけ、それらを解決していくための行動を見つけます。

日時 9月30日(水) 午後1時30分～4時（開場 午後1時10分）

場所 横瀬町市民会館 **講師** DET埼玉 **形式** 少人数のグループワーク形式で行います。

定員 30名（先着順） **参加費** 無料 **持ち物** 筆記用具

申込み ①氏名、②職業・役職等、③電話番号を、9月16日(水)までに下記へお知らせください。

手話通訳が必要な方、当日配慮が必要なこと等があれば、お知らせください。

問合せ 福祉介護課 福祉担当 ☎66・3111 内線145 FAX 66・3564